

## 鶴岡市犯罪被害者等見舞金支給要綱

### 1 趣旨

この告示は、鶴岡市犯罪被害者等支援条例（令和7年鶴岡市条例第10号）第8条の規定に基づき、犯罪被害者の遺族又は犯罪被害者に対して支給する犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 重傷病 負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養の期間が1月以上で、かつ、病院に3日以上入院することを要するもの（疾病が精神疾患である場合にあつては、療養の期間が1月以上で、かつ、3日以上労務に服することができない程度であるもの）をいう。
- (5) 犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合はその遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病を負った場合は医師の診断により重傷病であると診断された日をいう。

### 3 見舞金の種類、支給額及び支給対象者

見舞金の種類、支給額及び支給対象者は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 遺族見舞金

ア 支給額 30万円（重傷病見舞金の支給を受けた者が死亡した場合（当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合に限る。）にあつては20万円）

イ 支給対象者 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の第5項に定める第1順位遺族で、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有するもの又はそれに準ずる者として市長が特に認めるもの

#### (2) 重傷病見舞金

ア 支給額 10万円

イ 支給対象者 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者で、当該犯罪被害の原因となった

犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有するもの又はそれに準ずる者として市長が特に認めるもの

#### 4 遺族の範囲

前項第1号の遺族見舞金の支給対象者は、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、この限りでない。

- (1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子（犯罪被害者の死亡の当時、胎児であった子で、母親が犯罪被害者の死亡の当時、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたものを含む。次号において同じ。）、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）
- (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

#### 5 遺族の順位

見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先とし、実父母を後とする。ただし、当該遺族間での協議において代表者を決定した場合は、その代表者（同項各号に掲げる者に限る。）を第1順位の遺族とすることができる。

#### 6 見舞金の支給制限

市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、見舞金を支給しないことができる。

- (1) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位の遺族と加害者との間に3親等内の親族関係（事実上の婚姻関係も含む。）があつたとき。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。
- (2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。
- (3) 犯罪被害者又は第1順位の遺族が、鶴岡市暴力団排除条例第（平成24年鶴岡市条例第6号）第2条第3号の暴力団員等又はその者に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であつたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又は第1順位の遺族と加害者との関係その他の事

情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でない認められるとき。

## 7 見舞金の支給の申請

見舞金の支給を申請しようとする者は、鶴岡市犯罪被害者等見舞金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、申請者が未成年者又はやむを得ない事情により申請できないときは、その代理人が申請することができる。

### (1) 遺族見舞金

ア 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類又はその写し

イ 申請者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）

ウ 申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を証明する書類（戸籍の謄本、抄本等）

エ 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を確認できる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等）

オ 申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを確認できる書類（先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本、抄本等）

カ 申請者が生計維持遺族であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を確認できる書類

キ その他市長が必要と認める書類

### (2) 重傷病見舞金

ア 申請者が重傷病を負った年月日、その状態及び療養に要する期間に関する医師の診断書又はその写し

イ 申請者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）

ウ その他市長が必要と認める書類

## 8 支給の申請の期限

前項の申請は、当該犯罪被害を知った日（重傷病見舞金の支給を受けた者が当該見舞金の支給原因となった犯罪行為により死亡し、遺族が遺族見舞金の支給を申請するときは犯罪被害者が死亡した時点とし、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法

律第86号) 第2条第1項各号に定める危険運転致死傷によるときは故意による犯罪であることを知った日) から2年を経過した場合又は犯罪被害が発生した日から7年を経過した場合は、これを行うことができない。ただし、当該犯罪行為の加害者により身体の自由を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により申請することができなかつたときは、その理由がなくなった日から6か月以内に限り、当該申請を行うことができる。

## 9 支給の決定等

市長は、第7項の規定による申請があつた場合は、審査の上、見舞金の支給又は不支給の決定を行い、鶴岡市犯罪被害者等見舞金支給(不支給)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じ、関係機関に申請書及び添付書類等の内容を照会するものとし、見舞金の支給決定後においても同様とする。

## 10 支給の決定の取消し

市長は、見舞金の支給の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるとき、又は当該支給を受ける資格がないことが判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

## 11 見舞金の返還

市長は、見舞金の支給決定を取り消した場合において、既に見舞金が支給されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

## 12 その他

この告示に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。



第 号  
年 月 日

様

鶴岡市長



鶴岡市犯罪被害者等見舞金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった犯罪被害者等見舞金の支給について、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分	支 給 ・ 不支給
見 舞 金 の 種 類	遺族見舞金 ・ 重傷病見舞金
見 舞 金 の 金 額	円
不 支 給 の 理 由	